

第36回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和8年6月29日(月) 16時58分
第36回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和8年6月29日(月) 16時58分

3. 閉 会 令和8年6月29日(月) 17時19分

4. 出席委員

1番 石井	2番 尾崎	3番 市村	4番 中島	5番 菅野
6番 泉	7番 舟窪	8番 波多野	9番 小口	10番 小池
11番 田中	12番 武正	13番 羽田野	14番 星	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員

6. 議事録署名委員 2番—尾崎委員 3番—市村委員

7. 付議議件
議案第147号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第148号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第149号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
議案第150号 農地中間管理機構への買入協議の要請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 雄司
事務局 笠谷 俊介
事務局 高橋 正志

9. 会議の概要

事務局	それでは出席予定の皆様がお揃いになりましたので、ただいまより第36回斜里町農業委員会を開催いたします。 出席委員は16名であり、定足数に達しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。 それでは議長、よろしくお願いいたします。
議長	それでは第36回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。 日程1、議事録署名委員に、2番尾崎委員、3番市村委員、お願いします。 日程2、議案第147号、農地法第4条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第147号、農地法第4条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については、字川上1筆、公簿地目、現況地目は記載の通り、面積は56㎡、申請の理由は農家用住宅の建設、追認となっております。現地調査委員は田中委員、舟窪委員、島田委員。別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。
議長	現地確認委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	それでは区分1、決定します。 日程3、議案第148号、農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第148号、農地法第5条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る次の者の申請について審議を求める。 区分1、関係の土地については、字以久科南1筆、地目は畑、面積は2,474㎡、申請の理由は農家用住宅の建設となっております。 区分2、関係の土地については、字川上1筆、地目は畑、面積は1,261㎡、申請の理由は農機具収納庫の建設、追認となっております。位置図は同頁に記載しております。現地調査委員は区分1が菅野委員、星委員、小口委員、区分2が田中委員、舟窪委員、島田委員です。別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。

議長	区分1、現地調査委員、菅野委員どうでしたか。
菅野委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、決定します。 区分2、現地調査委員、田中委員どうでしたか。
田中委員	問題ありません。
議長	問題ないということで、区分2、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分2、決定します。 日程4、議案第149号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明をお願いします。
事務局	議案149号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について議決を求める。また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。 (1)公社買入 番号1、関係の土地については字川上6筆、地目は畑、合計面積は12,268.48㎡、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は3,840千円、10aあたり313千円となっております。位置図は次頁に記載しております。以上です。
議長	(1)公社買入、番号1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1決定します。 (2)公社売渡、お願いします。

事務局	(2)公社売渡 番号1、関係の土地については字川上6筆、地目は畑、合計面積は 12,268.48 m²、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は 3,840 千円、10a あたり 313 千円となっております。位置図は次頁に記載しております。以上です。
議長	(2)公社売渡、番号1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1、決定します。 (3)公社借入、お願いします。
事務局	(3)公社借入 番号1、関係の土地については字以久科南5筆、地目は畑、合計面積は 252,835 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 10,347 円となっています。 番号2、関係の土地については字以久科南1筆、地目は畑、面積は 18,119 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 11,038 円となっています。位置図は次頁に記載しております。以上です。
議長	(3)公社借入番号1と2、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号1と2、決定します。 (4)公社貸付、お願いします。
事務局	(4)公社貸付 番号1、関係の土地については字以久科南5筆、地目は畑、合計面積は 252,835 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 10,347 円となっています。 番号2、関係の土地については字以久科南1筆、地目は畑、面積は 18,119 m²、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 11,038 円となっています。以上です。
議長	(4)公社貸付1と2、決定してよろしいですか。

全員	異議なし。
議長	番号1と2、決定します。 日程5、議案第150号、農地中間管理機構への買入協議の要請について説明をお願いします。
事務局	議案第150号、農地中間管理機構への買入協議の要請について 農業経営基盤強化促進法第16条第2項の規定による買入協議の要請について審議を求める。 区分1、関係の土地については字以久科北4筆、公簿、現況地目は畑、面積は 47,002 m ² 、申し出年月日は令和 8 年3月19日、農用地利用幹旋委員は波多野委員長、菅野副委員長、市村委員、星委員、小口委員、石川委員、崎田委員。 区分2、関係の土地については字美咲1筆、公簿、現況地目は畑、面積は 37,527 m ² 、申し出年月日は令和8年3月19日、農用地利用幹旋委員は田中委員長、舟窪副委員長、武正委員、中島委員、島田委員、今野委員。位置図は同頁に記載のとおりです。 以上です。
議長	区分1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分1、決定します。 区分2、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分2、決定します。 日程6、その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩)
議長	本会議に戻し、全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第36回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和8年6月29日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 尾崎 知子

議事録署名委員 市村 仁宏